

令和4年 教育委員会第12回定例会 会議録

日時 令和4年7月12日（火） 午後3時00分～午後3時54分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【子ども総務課】

- (1) 学校情報化優良校及び学校情報化先進地域認定について
- (2) 令和3年度今後の教育のあり方検討協議会の報告について
- (3) 令和4年度第2回区議会定例会の報告

【学務課】

- (1) 千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインの改訂版

【指導課】

- (1) 教科書展示会の結果

第 2 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（7月20日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（10名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（1名）

総務係長	江口 友規
------	-------

堀米教育長 開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。
なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。
ただいまから、令和4年教育委員会第12回定例会を開会します。
本日、教育委員は全員出席です。
今回の署名委員は、金丸委員にお願いします。

金丸委員 はい。

堀米教育長 議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。
本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、教育担当部長、子ども総務課長、教育政策担当課長、学務課長、指導課長です。
オンライン出席している幹部職員は、私のほうで職名を呼び上げていきますので、返事のほうをお願いいたします。
それでは、呼び上げます。
子ども部長。

子ども部長 はい。皆さんこんにちは。子ども部長です。今日はリモートですみません。失礼いたします。

子ども総務課長 はい。
続いて子ども支援課長。

子ども支援課長 子ども支援課長の湯浅でございます。よろしく願いいたします。

子ども総務課長 はい。
子育て推進課長。

子育て推進課長 はい。子育て推進課長の小阿瀬と申します。今日はよろしく願いいたします。

子ども総務課長 はい。
児童・家庭支援センター所長は音声トラブルがあるようですので、進ませさせていただきます。
九段中等教育学校経営企画室長。

九段中等教育学校経営企画室長 はい。九段中等経営企画室長、大塚です。

子ども総務課長 以上のとおりの出席状況でございます。よろしく願いいたします。

◎日程第1 報告

子ども総務課

- (1) 学校情報化優良校及び学校情報化先進地域認定について
- (2) 令和3年度今後の教育のあり方検討協議会の報告について
- (3) 令和4年度第2回区議会定例会の報告

学務課

- (1) 千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインの改訂版
指導課
- (1) 教科書展示会の結果

堀米教育長	それでは、日程第1、報告事項に入ります。 学校情報化優良校及び学校情報化先進地域認定につきまして、教育政策担当課長、説明をお願いいたします。
教育政策担当課長	教育政策担当課長です。学校情報化優良校認定及び学校情報化先進地域認定についてご報告させていただきます。 千代田区でこれまで一人一台端末の環境整備や「千代田ICT授業指針」などの策定など「ちよだスマートスクール」を推進してきたことが評価されまして、ICTを活用した教育を推進してきたことということで、区立全11校が「学校情報化優良校」に認定されました。また、千代田区教育委員会が「学校情報化先進地域」として認定されましたので、報告させていただきます。 一応こちらが認定証になります。 以上です。
堀米教育長	はい。説明は以上ですが、ご質問等ありましたらお願いいたします。 その表彰によって何かいいことはあるのかという質問があったかもしれませんが、その辺についていかがでしょうか。
教育政策担当課長	すみません。こちらの資料の4番に学校情報化認定に取り組むメリットということで、3点挙げさせていただいております。まず、この情報化の状況を学校ごとにチェックリストで自己評価していただいて登録のほうを行っていただくのですけれども、その登録を行ったことで、全国の学校の情報化レベルとの比較ですとか進捗状況を把握することが可能となります。また、各学校の強みですとか足りない部分というのが確認できまして、今後の目標というのが明確になるかと考えています。あとは、教職員の方々の努力が証明されて、認定されたことによって誇りと、あと今後の授業の改善への意欲につながるかなということで、この3点、メリットとして考えております。
堀米教育長	はい。ありがとうございます。そういう地味ですがしっかりとしたメリットがあるのではないかなということです。 長崎委員、どうぞ。
長崎委員	認定の有効期間は3年間で、更新する場合は再申請が必要ということですが、今回、認定していただくに当たって、やはりこちらから申請をし

てチェックしていただいて許可が得られたというか、そういう流れなのでしょうか。

教育政策担当課長 そうですね。学校ごとにチェックリスト及び評価をしてもらって、そのエビデンスをつけた形で登録をしていただきます。それをこのJ A E Tという日本教育工学協会のほうで確認しまして、要は全国のレベルとして認定すべきレベルにあるということを確認いただきまして、認定されたところで。

長 崎 委 員 ありがとうございます。

堀 米 教 育 長 何か客観的な資料がないといいとか悪いとかなかなか言えないということで、1つのこういう審査を通して客観的資料の1つであるというようなことでよしいのですか。

教育政策担当課長 そうです。自己評価しただけではその裏づけがないかと思しますので、きちんとその認定に必要なエビデンスということで、例えば写真、きちんと教員がI C T活用して教育指導しているとか、あとは校内L A Nとか、そういったI C Tの環境がきちんと整備されているとかというのを写真とかデータで根拠資料として併せて提出して確認を取っていただいている形になります。

堀 米 教 育 長 これをやるのに、何か困ったこととか、教育委員会として工夫したということは何かありますでしょうか。全校こうならないと駄目ですよ。

教育政策担当課長 そうですね。学校ごとに評価して登録していただく形なので、各学校のほうでいろいろ努力されたりということはあるのかと思うのですが、指導課長、どうですか。

指 導 課 長 はい。指導課長です。

堀 米 教 育 長 指導課長、お願いします。

指 導 課 長 まず、学校が優良校として認定されるに当たりまして、やはり今ではどの学校もよく活用してくださってはいるのですが、従来までの課題といましては、若干学校間で使用の格差があったというようなところが以前はありました。今は大分詰まって、どの学校も活用してくださっているかなというふうな認識しております。また、地域として認定されるにはヒアリングもございまして、そちらのほうもしっかりと評価していただいて、千代田区としても先進地域ということで認定されたというふうに感じております。

堀 米 教 育 長 はい。ありがとうございます。

ほかにご質問等あったらお願いします。

金丸委員。

金 丸 委 員 ちょっと下世話ですがけれども、認定校の数を見たら、結構最初が百何校で、それから今年度では400校近く、四百何校か認定になっているではないですか。だけれども、全国で言えば学校の数はもっと多いのだろうとは思いますが、千代田区のこの評価された状況というのは全国的に見るとどのランク辺りにあるのでしょうか。

堀 米 教 育 長 お願いします。

教育政策担当課長

はい。教育政策担当課長です。

2022年の4月末時点ですけれども、この優良校に認定されている学校は全国で1,732校あります。再認定校が404校あるのですけれども、公立小中学校だけで2019年時点で3万校、その上、この認定に関しては、私立の学校も、あと高等学校も登録できますので、それから考えると、5万とかという学校がある中で、1,732校のうち11校として千代田区の中の全部の区立学校が認定されたというのは、全国レベルからすると、ちょっと高いのかなと思います。また、先ほど地域として教育委員会のほうが認定されたと申しましたけれども、地域全体で自治体の中で8割以上が優良校に認定されていないと、地域としての優良地域として認定されないのです。それから考えると、この千代田区教育委員会が認定されたことで、千代田区全域でそういった活動が実施されているということが評価されたのかと思います。あまりレベルがはっきり言えないですけれども。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

(なし)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

続きまして、令和3年度今後の教育のあり方検討協議会の報告について、教育政策担当課長、説明をお願いします。

教育政策担当課長

はい。教育政策担当課長です。令和3年度今後の教育のあり方検討協議会の報告について説明させていただきます。

こちら、昨年度区内の児童・生徒数が急増していることで、学校編制の影響ですとか教室不足などから、この協議会を設置いたしまして検討を行ってまいりました。

2番にある7名の委員構成で、検討のほうを4回開催しまして、実施したところです。

検討の成果といたしましては、喫緊の対応が求められる「短期的課題」と、あと今般の教育行政に係る国ですとか都ですとか、そういった動向や社会状況の変化を見据えた「中・長期的課題」に分類いたしまして、それぞれ課題解決の方向性を示したところです。

短期的課題と中・長期的課題、それぞれありますけれども、こちらにつきまして、今年度が「学校等のあり方基本構想策定委員会」というのを設置しまして、この課題解決に向けた具体的な取組ですとかロードマップのほうを検討していきたいと考えております。

スケジュールとしては、(2)番にあるとおり、5回程度、委員会のほうを開催いたしまして検討していきたいと思っております。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

令和3年度は基礎的なことを洗い直して課題を見つけてきたというふうな理解です。

これについて何かご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

これからの課題かもしれないのですけれども、例えば、今、小学校にどうか、学校にプールは要らないのではないかとか、いろいろな議論が出てきているのではないですか。そうするとプールをやめてそこを教室にするとかというようにも可能性の範囲では出てくるのでしょうか。

堀米教育長

これについて、政策担当課長。

教育政策担当課長

実際にほかの区で新しく学校を整備し直したりですとか改修したりというときに、プールを廃止して、近隣の民間プールを活用して水泳指導などを行っているという事例があります。また、昨年度の協議会の中でも、もし本当に教室数が足りなかったら、プールですとかそういったところも普通教室として改修する1つの案として、そういった意見は出ております。ただ、学校のほうの指導として、水泳活動についてはきちんと指導していかなければいけないことになっておりますので、千代田区の状況を見ますと、周辺に民間のプールで活用できるようなものがあればいいのですけれども、なかなか施設的に他区の状況とはちょっと違うかなというところがありますので、そういった千代田区の状況も踏まえて検討していく必要があるかなと思います。

指導課長

指導課長です。

堀米教育長

指導課長。

指導課長

今、担当課長が申し上げたとおり、学習指導要領上では水泳指導というのはきちんと位置づけられておまして、学年によって10時間から15時間程度実施するというようなことになっておりますので、令和2年度ですか、特例で水泳授業をやらなかったという例はありますけれども、基本的には行わなければならないということになっております。ただ、どこでやるかということについては、今後、検討の余地があるのかというふうに考えております。

堀米教育長

はい。多摩市では学校でのをやめて、近くにスイミングがあるので、そこを借りてやるような形。それは教室が足りないということではなくて、いろいろな設備とか経費の面でそちらのほうが、シーズンのものだからというようなことは聞いたことがありますけれども。分かりました。夏にはやはり水の事故なども多いので、水泳指導またはそういった危機管理というのもこれから大事になってくるのかなというふうに思っております。

ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、続きまして、令和4年第2回区議会定例会の報告につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。令和4年第2回定例会の報告をさせていただきます。

まず、令和4年第2回定例会の日程(案)のほうをご覧ください。6月16日に告示、6月23日に区長の招集挨拶、その後、発言通告がございまして、

6月30日、7月1日で代表・一般質問がございました。また、7月5日と11日に地域文教委員会、その合間に特別委員会が開かれまして、7月14日が終了予定でございます。

続いて、区長の招集挨拶も別紙でお付けしてございます。2ページ目に目次がございまして、構成といたしましては、「はじめに」のほかに、新型コロナウイルス感染症対策について。（仮称）第4次基本構想について。災害対策のさらなる取組について。神田警察通り道路整備工事についてと議案でございます。

子ども部に関する部分のみ、簡単にご紹介させていただきます。

8ページ目の中ほどから子ども部に関する記載でございます。新型コロナウイルスの感染症対策についての中で、学校での取組についての記載でございます。コロナ禍を契機としてICT環境の整備を行ってきたこと。また教育におけるICT活用をさらに充実させるための指針として「ちよだスマートスクール」を策定し、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の涵養に努めることや、感染不安により登校できない児童・生徒や学級閉鎖などで出席停止となっている児童・生徒に対してもオンライン等を活用した学びの継続などについてご発言いただいているところでございます。

その他詳細につきましては、後ほどゆっくりご覧いただきたいと存じます。

続いて、6月30日、7月1日に行われました代表・一般質問については、発言通告書（総括表）と答弁概要をご用意しております。発言通告書（総括表）のほうを、今、画面上展開しておりますが、そこに黄色く網かけを施しておりますのが、今回、子ども部関連の質問となっております。

まず、代表質問では、1番目の自民党池田議員のほうから、新型コロナウイルス感染症対策の中で、感染状況と熱中症への対策を踏まえた今後のマスクの着用について。また、こども家庭庁が今般新設される基本法が制定されましたので、こちらについての区の見解。

2つ目の共産牛尾議員からは、物価高騰から来る暮らしを守ることにについてというところで、子育て世代を支援するための対策を提案するというもの。

続いて、一般質問のほうでは、米田議員のほうから、学校や園での感染症対策について、新たな感染症対策機器を活用した対策について伺うというところでございます。

続いて、4番目の河合議員のほうからは、金融教育全般についてのご質問でございました。

その後、12番目の岩佐議員のほうからは、子どもの支援というところで、小学校高学年から中高生の居場所についてや、物価高騰に直面するひとり親支援について。

また、13番目の小野議員のほうからは、PTAへの活動支援であるとか、インクルーシブ社会の醸成に必要な子どもたちの環境支援というところで、

公共の場の環境整備や教育の場の環境調整に関するご質問が出ました。

続いて、こちらが答弁概要でございます。各質問の要旨と答弁概要が記載しております。ちょっと歳出に関しての記載はないのですが、後ほどお時間があるときにゆっくりご確認くださいと思います。

説明のほうは簡単でございますが、以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。区議会定例会の報告でした。

何かご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

続きまして、千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインの改訂版につきまして、学務課長、説明をお願いいたします。

学務課長

学務課長の犬塚でございます。

それでは、私のほうからは千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン、令和4年度6月改訂版について、学務課の資料に基づきご報告させていただきます。

学校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、文部科学省及び東京都からの通知やガイドライン、マニュアル等を参考、準用し、令和2年12月7日に千代田区立学校における新型コロナウイルスガイドラインを策定し対策を講じてきたところでございます。このガイドラインの策定より1年半が経過し、コロナ禍をめぐる状況も変化していること、これから暑い夏季を迎えるに当たり、コロナ対策に合わせて、特に熱中症やインフルエンザの防止対策も講じていくことに主眼を置き、最新の文科省や東京都からの通知等を準用して平成4年度6月改訂版を策定したものでございます。

改訂に当たってのポイントを中心にご報告をさせていただきます。

まず、ガイドラインの構成でございますが、1ページ目ですが、まず基本的方針、そして1ページから5ページにかけて、学校における対応として、1、登校時の健康観察等。2、基本的な感染対策。3、教育活動等における感染対策。4、感染者等が発生した場合の対応。5、臨時休業について記載しております。また、6ページには、Ⅱ、家庭における感染予防等（留意事項）。それからⅢとして、教育委員会の役割を。最後に6ページから7ページにかけて、参考としている、国及び東京都の通知等の一覧を記載しているところでございます。

今回の改訂のポイントですが、まず1ページの基本的な方針で、本ガイドラインは基本対策として当面適用とし、今後の国や東京都による宣言や措置が発出された場合には別途対応を周知するをいたしまして、汎用性のあるものとしたしました。

ガイドラインの構成では、従前のものは1番目に新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準と感染レベルというものを記載しておりました。これは、文科省のコロナに関する衛生管理マニュアルに基づき、地域の感染レベルに沿った対応を記載していたものでございますが、現在では、もうこれは適用をされなくなり、使用しないためにこの記載は削除させていただきました。

現在の改訂版マニュアル、以下、Ⅰ、学校における対応を、従前はⅡだったのですけれどもⅠに繰り上げ、そして5ページをご覧いただきたいと存じますが、5ページの5、臨時休業については、従来のガイドラインでは退院の基準となっていたものを変更して記載し、以降、最後の参考資料までは同じ構成となっております。

さらに、4ページでございますが、この児童・生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー、これは従前のガイドラインでは一番末尾にこのフロー図を載せていたのですが、適切な場所に記載を移しまして、そしてバージョンアップしたものでございます。

そして、次に、5ページに学級閉鎖が必要と学校医から意見があった場合の対応フロー、こちらの場合は、こちらは新たに記載をいたしまして、学校・園においてより適切な対応と措置が取れるよう内容の充実を図りました。

なお、このガイドライン全体としての大きな変更点は、学校生活において原則マスク着用とはしているものの、幼児にはマスクの着用を一律には求めない。熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合、これは登下校や体育の授業などでございますが、この場合には換気や十分な身体的距離に配慮した上でマスクの着用は必要ないことといたしました。ただし、児童・生徒に熱中症対策等のためマスクを外すよう指導する際には、着用を禁止する趣旨ではなく、マスクの着用を希望する児童・生徒に対しては適切な配慮を講ずることとしております。

いずれにいたしましても、今後もこの改訂版ガイドラインに沿って、学校の中で新型コロナウイルス感染症が広がることのないよう、引き続き基本的な感染症対策を徹底してまいります。

最後に、この改定に当たりましては、先般の校園長会でも報告させていただいて、学校現場においてはこの改訂版ガイドラインに沿ったコロナ対策をしっかりと講じているところでございます。

ご報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。令和4年の6月に新しい資料を基に改訂版を作成したということでございます。

私も校園長会のところで、最後に熱中症かコロナか迷った場合は熱中症を優先してくれというふうなことを校園長先生にはお願いしたところでございます。

これについて何かご質問ありますでしょうか。いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

学級閉鎖のところで、2人以上出たときは学級閉鎖ということで、ちょっと時期がずれて別々の感染経路でなっていると思われても2人出た場合はやはり学級閉鎖の対象になるのでしょうか。

学務課長

ここは学校医さんとも、それから教育委員会、私ども学務課とも相談して、場合によっては、保健所にも助言を求めて判断したいと思っております。

す。2人、複数以上の場合と、それから風邪のような症状はまたほかにも複数が出た、そういった場合には、やはり学級閉鎖になるケースが多くございました。そこは状況判断をしっかりと教育委員会としても取っていきたいと思っております。

堀米教育長
学務課長
堀米教育長

2人だから即ということよりも、状況を見ながらということですね。

はい。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

これはもちろん先生方には徹底しているのでしょうかけれども、最近自分でも思うのですけれども、普通の区民たちは、もう正直言って、コロナ疲れになってきていて、意識がかなり飛んでいると思うのです。そうすると、保護者とか、いわゆる大人の人たちに対するこの徹底をどうするかというのは、やはり大きな問題になるのかというふうに思います。

学務課長

学務課長です。

金丸委員おっしゃるとおりです。やはり幾ら児童・生徒、子どもたちにこういった注意喚起を行い、学校・園等での取組があっても、区民の皆様、大人たちがしっかりと対策を、意識を持って講じるということが肝要です。教育委員会としては、ご家庭においての、ガイドラインにも記載しておりますが、しっかりと家庭でもコロナからみんなを守りましょうと、対策を講じましょうということは常に情報共有をして、様々な情報も提供させていただいています。保健所を中心に区のほうもホームページやSNS等を使って、逐一コロナの感染状況やそれから予防接種会場等の情報を流して注意喚起をしております。これから、もう既に第7波が始まっていると言われておりますが、金丸委員のご指摘どおり、区もさらに区民の皆様にコロナ対策をしっかりと認識していただくように周知徹底してまいることが必要だと考えております。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

続きます、では教科書展示会の結果につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

はい。指導課長です。それでは、私からは令和4年度教科書展示会について報告いたします。

初めに、資料の1、教科書展示会の来場人数についてです。過去を含め4年間の人数について表にまとめてございます。今年度につきましては、法定展示会の6月10日から6月23日の14日間実施し、特別展示はございませんでした。教員、教育委員会関係者、地域・保護者の3つのカテゴリーで集計いたしました。今年度合計66名が来場いたしました。過去を遡ってみますと、令和元年度は小学校の教科書採択の年度でもあり、200名近くの方々にご覧いただいております。令和2年度は中学校の教科用図書採択の年度ではあ

りましたけれども、令和3年度も同様に新型コロナウイルス感染症の影響もあり来場者は大きく減少いたしました。今年度につきましては、小学校、中学校の採択がない年度でございますけれども、また期間も法定展示の14日のみという期間の中、66名のご来場となり、比較いたしますと微増というような形になってございます。

次に2番、展示内容でございます。展示させていただいた内容については、小学校の教科書見本、それから中学校・中等教育学校（前期課程）の教科書の見本、そして中等教育学校（後期課程）の教科書の採択見本本というような形で展示をさせていただきました。

展示場所について、今年度は千代田図書館の第3研修室を会場として開催いたしました。

最後に4、アンケートの回答の件数とその内容についてご報告させていただきます。今年度、来場人数66名のうち20件のアンケートへのご回答を頂きました。その中で2点ご報告いたします。

1点目は「今回の展示会にご満足いただけましたか」という質問に対して、Aの「満足」、そしてBの「どちらかと言えば満足」、合わせて肯定的な評価は80%でございました。一方、C「どちらかと言えば不満」、Dの「不満」を合わせますと否定的な評価が20%ということになっております。これらの結果から、ご来場いただいた方にはおおむねよい環境でご覧いただけたものと考えております。

続いて自由記述の欄から申し上げます。全般に関する内容といたしましては、教科書の内容の変化が著しいということを知れて大変興味深かったですとか、現在の教育を知ることができてよかった、教科書が現在どのようになっているかを知ることができて非常に面白かったというような肯定的なご意見もありましたし、場所が狭い、作業スペースが欲しい等々のご意見も頂きました。そういったご意見につきましては、課題について改善できる部分につきましては今後検討し改善してまいりたいというふうに考えております。

教科書展示会についてのご報告は以上となります。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この展示されていた教科用図書に欠品があるという意見についてはどうなのですか。

指導課長

指導課長です。

その辺りもしっかりとちょっと確認をする必要があるかなというふうに考えております。

堀米教育長

そもそも、意見に書いてある水産高校の教科書は使わないでしょう。

指導課長

そうですね。

堀米教育長

何を求めているのか、ちょっと今後の参考として。だから、どれがあつてどれがないものかというのは見ている人が分かるよう表示も今後必要なのかと。水産高校はないからですね。

長崎委員

そうですね。九段中等で必要としている科目の教科書ということですね。

堀米教育長 そういうことですね。
 指導課長 そうです。
 長崎委員 そういう何か表記があったほうが分かりやすいのかもしれないです。
 堀米教育長 いいかもしれないです、今後。何でもあると思ってこられているかもし
 ない。
 指導課長 そうですね。おっしゃるとおりです。
 堀米教育長 その辺はでは意見をちょっと参考にしましょう。
 指導課長 ありがとうございます。
 堀米教育長 この件について、何かご質問があったらお願いいたします。では、よろし
 いでしょうか。

(な し)

◎日程第2 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（7月20日号）

堀米教育長 それでは、日程第2、その他事項に入ります。
 教育委員会の行事予定表、広報千代田（7月20日号）につきまして、子
 ども総務課長、説明をお願いいたします。
 子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。
 まず、教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。
 7月12日から8月23日までの行事予定を記載してございます。前回からの
 変更点としましては、7月25日13時半から教育委員訪問、保育園関係を回っ
 てまいりたいと思いますので、そちらの予定を記載追加しております。こ
 ちらの内容につきましては後ほどご紹介させていただきます。また、ここ
 には記載はしていないのですが、7月26日の1時半から、今、総合教育会議の
 開催を予定してございますので、また告示の準備が整いましたらご連絡させ
 ていただきますので、よろしくをお願いいたします。
 教育委員会行事予定表のほうは以上でございます。
 続いて、「広報千代田」7月20日号の広報原稿一覧のほうをご覧ください。
 子ども部と地域振興部合計で24件でございます。
 子ども部関係は3件でございます。子ども総務課からは、先ほど報告がござ
 いました学校情報化認定について、子育て推進課からは「児童扶養手当・特
 別児童扶養手当 現況届の手續を」ということで、例年のものでございま
 す。あとは児童・家庭支援センターから、「ベビーシッター利用料を補助し
 ます」という内容となっております。
 そのほか、21件は地域振興部の案件でございます。現在行事の中止という
 ようなものがほとんどない中で行事が開催される方向で進んでおりますの
 で、特段中止となるようなものはないかと思いますが、広報千代田、ご自宅

に届いたときにご確認いただきたいと存じます。

説明のほうは以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

行事予定表並びに広報千代田、何かこれについてご質問とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

口頭で申し上げた内容もございますから、また分かり次第ご連絡したいということでございます。

では、ありがとうございました。

それでは、教育委員さんからの情報提供ということで、頂いてあるのはいいですか。

金丸委員

私の情報提供内容は、事前にお伝えしたとおりです。しました。

堀米教育長

AEDの関係です。地域開放の問題についてということで、救急車を呼んで到着まで30分以上かかる、山間部でAEDが必要となる事案が発生した。NHKにニュースでやっていたのですが、AEDの所在を調査したところ学校にあることが判明したが、時間帯が夜であったことから小学校が無人管理の状態、入り口のガラスが強化ガラスであったため、自動車用のガラスを割るハンマーでたたいても割れなかったからAEDを取り出すことができず、AEDの使用ができないまま患者が死亡したというニュースがあったそうでございます。

千代田区では学校以外にもAEDを設置している場所が多くあるとは思いますが、学校のAEDの使用に関しての検討をする必要がないのだろうかという金丸委員さんからの情報提供でございます。これについて、では学務課長。

学務課長

学務課長です。

金丸委員からのご指摘、ご質問でございますが、まず、区内のAEDの配備状況でございますが、こちら災害対策・危機管理課が出している「災害対策総合ガイド」というのがございます。これは避難所ですとかAEDの配置等々、災害対策に関することはホームページでもご覧いただけるのですが、現在、区内公共施設を、当然、小中学校・園も含まれますが、出張所とかそういった施設、それから登録されている、災対で配備している区内マンション等を合わせると、このガイドブックには、校外施設の4か所を除きますとAEDが139か所に配置されているという形になっております。

さらに、これ、AED財団というところが、スマホ等で見られる「AED N@VI」というのがあるのですけれども、そこで登録されているのをスマホ上で見ると、ピンポイントで千代田区内のを見られるのですけれども、もう限りない数の事業所等のAED配置がございます。学校・園に配置しておりますAEDは、これは地域の皆様、例えば道で急に倒れ込んだ方ですとか、そういった方がいた場合にご活用できる、そういったために配置してあります。

学務課、教育委員会としては、各学校・園には、別途、プールのそばなどリスクの高いところにはレンタルで別途配置もしております。ただ、委員ご指摘のとおり、これは学校が閉鎖しているときには、建物内に設置しているので持ち出すことは現在できません。ただ、区内にはそういったところで数多く配置されていること、そしてさらに、ご案内のとおり交番をはじめとした警察関係、消防関係、それから病院等の医療機関、こういったところにも配置されておりますので、例えば深夜の時間帯でも、そういった交番や病院、それから区内には縦横に駅があります。JR、地下鉄、そういった駅構内、コンコースにも配置されております。

そういったものをしっかりと活用を、いざというときしていただくことが肝要で、それにはやはりしっかりと周知をする。こういったホームページをはじめとして、そういった災害対策、危機管理の観点からも、区民の皆様にも広く、こういった場所にあるのだよということを認知していただく、周知することが大事だと思っております。

現在、それから、まず私ども職員も救急救命講習会、講習を受けて、区の職員、教職員も含めて、そういったAEDをはじめとした救急対応ができるように講習を受けています。まずは安否確認、そして周りにいる人に、すぐに救急車を呼ぶ。これが初動とされております。それで気道を確保して、心臓マッサージやマウス・トゥ・マウスで蘇生する。最後にAEDという手段もあるわけなのですけれども、最近また熱中症が多くなっているのです。都内では救急車を呼んで、平均6分から7分で救急隊が到着するとなっております。大事なことは、第一発見者、そして周りの人にも協力を頂いて、そういった方をどう救うかという手だて、これをしっかりと、皆さん一人一人が認識して対応できるようにしていくことが大事なのかなと思っております。

したがって、現状では、こういったニュース、悲しいニュースがあったとしても、千代田区内においては、そういった学校を開けてAEDを持ち出して対応する。通常の学校や園が開いている時間だったら、もう当然、積極的にお貸し出しますけれども、現行ではそこまで、夜や休日まで対応する必要性までは、まだないのではないかなというふうに認識しているところでございます。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員 私もそうだろうとは思っているのですけれども、一番重要なのは、学校が閉じているようなときにどこにあるのかということ、区民の人たちがそれなりに知らないといけない。どういような形で知らしめるのかがいいかという1つの方法としては、例えば小学生の子どもたちに教えていくというのは1つの手なのだろうと。子どもが知っているから親も知るほうが、親が知っていて子どもが知るよりはずっと早いような気がいたします。

堀米教育長 ご意見をありがとうございます。また、周知の方法を災対等々と一緒に考えていきたいと思っております。

学務課長 はい。学務課長です。
本当に貴重なご意見、ご指摘を頂いたので、これは災害対策・危機管理課にもしっかりと伝えて、今後に役立てていきたいと思えます。ありがとうございます。

金丸委員 よろしくお願ひします。

堀米教育長 はい。この件はよろしいでしょうか。
佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 すみません。AEDは大人用と子ども用とあると思うのですが、学校には両方設置されている。

学務課長 はい。学校には両方備えてございます。

佐藤委員 はい。園も子ども用が。

学務課長 はい。そうですね。子ども用が、やはり児童生徒用ですから、当然しっかりと置いております。

佐藤委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長 AEDを探しているより救急車を呼ぶのが早いというのが千代田区ですから、一番いいのは、近くにいる人が心臓マッサージとかをちゃんとできるというのが一番早く蘇生できるので、もう1分でも遅れてしまうといけないので。

学務課長 まず最初に発見、対応した方が、しっかりとした対応が取れるかどうかにかかっておりますね。

堀米教育長 そうですね。これは、中学生などはやっていませんでしたか、千代田区の子どもたち。

学務課長 救急救命をやっています。

堀米教育長 やっていますよね。そこからずっとやっていくと、中学生からずっと全部やっていくと、大人までできるようになるのですよね、全員が。
この辺、何年ぐらい前からやっているか分かりますか。

学務課長 それは、結構前ですね。

堀米教育長 結構もう、十数年前からいろいろなところでやっていますので。でも、これはいつもやっていないと、ちょっとすぐできるかというのは、あれもあるのですけれども、一応基本的には近くにいる人がする。心臓が動いていないときは心臓マッサージをするというのが基本で、この辺も何か、よくやれるような形に何か意識づけしておくといいのかと。

金丸委員 でも、結構、現実にその場に立ち会った人に聞くと、例えば女性が倒れてやろうとしたときに、金属がついていると駄目だとか、そういうことになる、なかなか男性がやるのが難しいという意見が大きいですね。

堀米教育長 はい、分かりました。
次に行きます。次はジェンダーレス水着のことです。男女共用のセパレート水着ということなのですが、今、時々ネットニュースなどでも出ておりますが、体形を目立たないようにしたいということと、肌を見せたくないということ、あと日焼けの問題もあるのですよね。男女、女子だけではなくて男

子にもそういった共用のセパレート水着はどうかということで、これについては今後検討する必要があるのではないかという情報提供なのですが、これについてはいかがでしょうか。

指導課長。すみません。

指導課長

はい。指導課長です。

まず区内小中学校の現状を申し上げますと、例えば華美にならないとか、水泳指導に適しているというような制限はございますけれども、この水着でなくてはならないというような指定はございません。なので、例えば、区内の場合にはほぼ室内ではありますけれども、室外のプールの日焼け防止のためのラッシュガード等々を着用していいかというようなところについても柔軟に対応しておりますし、実際ジェンダーレス水着について、もう実際にお子さんが着用しているという学校も多くございます。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

このような方向にだんだんくなっていくのかと。

金丸委員

でしょうね。

ただ、ちょっと気になっているのは、というか、もう既に大分よくなったのでしょけれども、九段中等がもともと、海に行ったときに、いわゆるふんどしを原則にしてしまっていて、あれはちょっとやはり現代的には全然合わないなと私は思っていました。だから、実はこの水着の問題というよりも、九段、もちろんやりたい子がやることは駄目だとは言わないですけれども、果たして多分多くの子たちは、あれはやらなければいけないからやっていたのではないかという心配をしています。

堀米教育長

これについては、女子がふんどしというのは、水着の上にふんどしを。

金丸委員

ではなくて、ひもをつけて。

堀米教育長

ひもをつけて。

金丸委員

引っ張り上げるための。

堀米教育長

そうね。救助用のということ。

金丸委員

はい。だから、男性も普通の水着を着るときには、やはりひもをつけるというのですけれども、それで済むのだったら、何もふんどしである必要はないというふうに私などは思ってしまいます。

堀米教育長

また、これについてもまた学校のほうでも考えている部分があるかと思うのですけれども、その辺のご意見もまた含めまして、検討する必要がある部分については、また検討していきたいというふうに思っております。

それでは、次ですね。通学の荷物を軽くしてリュックなどの利用を勧めるノーランドセル登下校が、ニュースで、1日ですか、岐阜県の小学校で始まったということなのですが、千代田区では検討する必要が出てくるのか、現状はどうなのかということなのですが、まず現状を踏まえまして、指導課長、では。

指導課長

はい。指導課長です。

まず現状ですけれども、子どもたちがふだん登下校でしょっているランドセル、物にもよりますけれども、軽いもので1キロ弱、通常のもので1.1から1.2キロぐらいというふうな重さになっています。それに、基本的にタブレットを持ち帰るということで、こちらが1キロ弱。さらに、このご時世でするので、水筒。そして教科書等々というところで、大体なのですけれども、1年生で4キロ程度、それから高学年になると日常5キロ程度のランドセルを、日々登下校で持って帰るというような形になっております。それに加えて、特にこのところの学期末については、学習道具の持ち帰りというところもございますので、まずランドセルの中身、そういったお声も頂いているところですので、教科書の持ち帰りについても学校には指導、助言をしているところです。また、学期末の定期的な持ち帰りについても指導、助言をさせていただいているところです。

今回のノーランドセル登下校については、メリットも当然あるでしょうし、デメリットもあるかもしれませんので、その辺りもじっくりと検討して、他の自治体の動向も注視しながら考えていきたいというふうには思っているところです。

以上です。

堀米教育長 これについて指導課長から話がありました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員 足をけがしたりなど、あと高学年になると、やはりリュックをしょっている子というのは何人か見かけるのですけれども、それは別に構わないこと。

指導課長 指導課長です。

通常、1年生のときにランドセルは推奨いたしますし、ほぼどのご家庭もランドセルをご購入いただいているというようなのが実態かと思っておりますけれども、例えば私立のお子さんが転入してきた。海外から転入してきた。高学年になってランドセルが壊れてしまった。そういったケース等で、必ずランドセルを着用しなければいけないということにはなっておりませんので、今ご指摘いただいたけがをしたケースですとかも、リュック対応というのも柔軟にしているかというふうに思います。

堀米教育長 よろしいでしょうか。

ほかに委員さんから情報提供がもしありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。よろしいですか。いいですか。

(なし)

堀米教育長 はい。では、本日の教育委員会は以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。